

答申第 775 号

諮問第 1243 号

件名：子育て支援課職員が開示請求権の濫用であると判断した開示請求書等の
不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 25 年 9 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、平成 25 年 9 月 9 日付けの 18 件の開示請求書によってなされたものであり、いずれも「子育て支援課に対する開示請求」と明記されていた。また、別記文書 2 から別記文書 18 までに係る開示請求書には、愛知県立佐織養護学校職員であった A（以下「A 職員」という。）が作成した、平成 23 年 2 月 28 日付け陳述書の抜粋が添付されていた。よって、本件請求対象文書は、愛知県健康福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が管理する文書のうち、次の文書であると解した。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）について

文書 1 は、開示請求書のうち、条例で予定している請求権の行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求であると本件開示請求があった

時点の子育て支援課職員である B（以下「B 職員」という。）が判断した開示請求書であると解した。

イ 文書 2 について

文書 2 は、権利の濫用に当たる開示請求について、B 職員の持論が記載された文書であると解した。

ウ 文書 3 から文書 18 までについて

文書 3 から文書 18 までの文書は、いずれも B 職員が A 職員から入手した文書のうち、文書 3 は、学校訪問者の言動が記載されている文書、文書 4 は、A 職員が愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出した開示請求者との面談記録が記載されているもの、文書 5 は、開示請求者の言動に対する A 職員の評価が記載されている文書、文書 6 は、開示請求者の言動が記載されている文書、文書 7 は、文部科学省が作成した知的障害の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 8 は、文部科学省が作成した知的障害児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 9 は、アスペルガー症候群の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 10 は、アスペルガー症候群児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 11 は、学習障害の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 12 は、学習障害児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 13 は、発達障害の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 14 は、発達障害児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 15 は、自閉症の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 16 は、自閉症児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 17 は、知的障害の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 18 は、知的障害児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

子育て支援課においては、条例が定める行政文書の開示を請求する権利について、請求権の行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求であると B 職員が判断したことはないため、文書 1 を作成又は取得していない。念のため、当該文書の有無を子育て支援課で探索したが存在しなかった。

イ 文書 2 について

子育て支援課における行政文書又は個人情報の開示（以下「行政文書等の開示」という。）に係る事務手続については、愛知県情報公開事務取扱要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）又は愛知県個人情報保護事務取扱要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広

報第 1021 号県民生活部長通知)に基づき実施している。子育て支援課では、現在のところ行政文書等の開示請求に対して、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことはないため、文書 2 を作成又は取得していない。仮に開示請求権の濫用であるか否かを検討することになったとしても、法令や市販の解説書等を参照すれば足りるため、文書 2 を作成又は取得する必要はない。

念のため、当該文書の有無を子育て支援課で探索したが、存在しなかった。

ウ 文書 3 から文書 18 までについて

文書 3 から文書 18 までに係る開示請求書に添付された平成 23 年 2 月 28 日付けの陳述書(乙第 80 号証)の作成者は「愛知県立佐織養護学校前職員 A」とあるので、教育委員会に所属していた教育職員と判断した。

子育て支援課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則(昭和 39 年愛知県規則第 21 号)第 8 条第 8 項(当時)で、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること(職員厚生課の事務分掌事項を除く。)並びに少子化対策の総合的な調整に関することと規定されている。

子育て支援課において実施されている事務のうち、障害児に関する事務としては、本件開示請求がなされた当時は障害者保育を実施するために必要な保育所の改修等に対する補助に関する事務(保育対策促進事業費補助金にある保育環境改善事業)があったものの、当該事務において障害、障害児等の定義が必要となることはなかった。また、教育委員会に所属する教育職員から学校訪問者等の言動や面談記録が記載された文書を取得する必要性はない。

念のため、当該文書の有無を子育て支援課で探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示(不存在)決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

実施機関によると、子育て支援課においては、B 職員が開示請求権の行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求であると判断したことはないとのことである。

子育て支援課において、B 職員が開示請求権の行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求であると判断したことがないのであれば、文書 1 を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 2 について

実施機関によると、子育て支援課においては、行政文書等の開示請求に対して、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことはなく、仮に開示請求権の濫用であるか否かを検討することになったとしても、市販の解説書等を参照すれば足りるため、文書 2 を作成又は取得する必要はないとのことである。

子育て支援課において、行政文書等の開示請求について、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことがないのであれば、文書 2 を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書 3 から文書 18 までについて

実施機関によると、子育て支援課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則第 8 条第 8 項（当時）において、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することとされており、障害児に関係する事務としては、本件開示請求がなされた当時は保育対策促進事業費補助金の保育環境改善事業に係る事務があったものの、当該事務において障害、障害児等の定義が必要となることはなかったとのことである。

また、教育委員会に所属する教育職員から学校訪問者等の言動や面談記録が記載された文書を取得する必要はないとのことである。

当該事務において、障害、障害児等の定義が必要となることなく、

また、子育て支援課において、教育委員会に所属する教育職員から学校訪問者等の言動や面談記録が記載された文書を取得する必要があるのであれば、文書 3 から文書 18 までの文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

子育て支援課に対する開示請求

- 文書 1 B さんが開示請求権の濫用であると判断した開示請求書
- 文書 2 B さんの開示請求人の開示請求権の濫用に関する持論が記載されている文書
- 文書 3 B さんが A さんから入手した文書（学校訪問者の言動が記載されている文書）
- 文書 4 B さんが A さんから入手した文書（A さんが教育委員会に提出した開示請求人との面談記録が記載されているもの）
- 文書 5 B さんが A さんから入手した文書（開示請求人の言動に対する A さんの評価が記載されている文書）
- 文書 6 B さんが A さんから入手した文書（開示請求人の言動が記載されている文書）
- 文書 7 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（文部科学省が作成した知的障害の定義））
- 文書 8 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（文部科学省が作成した知的障害児の定義））
- 文書 9 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（アスペルガー症候群の定義））
- 文書 10 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（アスペルガー症候群児の定義））
- 文書 11 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（学習障害の定義））
- 文書 12 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（学習障害児の定義））
- 文書 13 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（発達障害の定義））
- 文書 14 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（発達障害児の定義））
- 文書 15 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（自閉症の定義））
- 文書 16 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（自閉症児の定義））
- 文書 17 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義

に関する持論が記載されている文書（知的障害の定義）

文書 18 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義
に関する持論が記載されている文書（知的障害児の定義）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 1. 7	諮問
26. 6. 23	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 7. 4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 3. 26 (第 453 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 9. 1 (第 466 回 審査会)	審議
28. 3. 7 (第 483 回 審査会)	審議
28. 5. 13	答申